

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の透明性・効率性を向上させ、持続的な企業価値の向上を図ることを基本方針として、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの円滑な関係構築を実現するため、迅速かつ効率的な経営・執行体制の確立を図り、透明性の高い経営の実現に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1－2. 株主総会における権利行使】

■当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識しております。

株主総会については、会社法の規定や監査日程などの関係、さらには社内での総会の準備のための作業時間の確保など、法律上および実際上の必要性から開催日を決定しております。本店のある北九州市若松区は当社発祥の地であり、従前より、この地で株主総会を開催しております。本店には、株主総会の運営に適した設備環境の会場を有していることから、開催地としております。また、「わかちく史料館」も併設しておりますので、株主に、当社の歴史等をより深く理解していただけたと考えております。

当日ご出席できない株主については議決権行使書の郵送による議決権行使方法を採用しており、今後はインターネットによる議決権行使等も含め、より株主が議決権行使しやすい環境整備を検討してまいります。

(補充原則1－2(4))

■当社ではいわゆる電子投票制度(電磁的方法による議決権行使)は採用しておりません。電子投票制度を採否する場合には、近時の議決権行使率の状況、コスト面の検証等を含めて、慎重に検討したいと存じます。

■当社の外国人株主(法人株主を含む)構成比率が2%程度であることを踏まえ、現時点では、招集通知の英文開示および英語での情報開示は行っておりません。今後とも、海外投資家の比率を勘案し判断いたします。

【原則4－10. 任意の仕組みの活用】

■当社は、法定の機関設計以外に、任意の機関を定めてはおりません。今後は、必要に応じて任意機関の設置を含め、検討してまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4. いわゆる政策保有株式】

■政策保有に関する方針

投資目的以外の目的で保有する株式は、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、今後の営業展開、事業上のシナジーなどを総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有していくことを基本的な方針としております。

■議決権の行使

いわゆる政策保有株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けておりません。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

■当社では、取締役及び取締役が実質的に支配する法人との競業取引及び利益相反取引は、取締役会での審議・決議を要することとしております。

【原則3－1. 情報開示の充実】

■中期経営計画(経営戦略を含む)を当社ホームページ、事業報告書等にて開示しております。また、コーポレート・ガバナンスの基本方針を有価証券報告書、環境社会報告書にて開示しております。

取締役及び監査役の報酬等については、社内規程等において決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額の限度内で、会社の業績や経営内容、経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、監査役の報酬は監査役会の協議により決定しております。なお、報酬決定に関する方針と手続きの開示については今後検討してまいります。

取締役及び監査役候補の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外役員の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外役員の選任理由については有価証券報告書に記載しております。

【原則4－1. 取締役会の役割・責務】

(補充原則4－1(1))

■取締役会規程、業務分掌規程及び職務権限規程等を定めており、取引金額や業務の性質に応じて、各担当役員と各部署の職務と責任を明確に規定しております。

【原則4－9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

■当社は、会社法ならびに東京証券取引所(金融商品取引所)の定める基準をもとに、独立性基準を満たした社外取締役を独立社外取締役として選定しております。

【原則4－11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4－11(1))

■取締役候補者の選任については、適正かつ迅速な意思決定、業務執行の管理・監督機能、全部門のカバーを可能とするバランスおよびリスク管理を考慮し、総合的に適材適所の観点から人材を選定しております。

(補充原則4－11(2))

■当社の取締役および監査役の他の上場会社の役員の兼任状況については、株主総会参考書類、有価証券報告書およびコーポレート・ガバナンスに関する報告書等にて開示しております。

(補充原則4－11(3))

■当社は、取締役に対し、取締役会の運営方法・構成等についてアンケートを実施いたしました。その結果、取締役会の運営状況・人員構成等において概ね適切であるとの認識に至りました。また、本年6月開催の定時株主総会にてあらたに社外取締役2名が選任されました。取締役会の監督機能を強化することで、透明性を高め、より実効性のある取締役会を目指してまいります。

【原則4－14. 取締役・監査役のトレーニング】
(補充原則4－14(2))
■各取締役、各監査役及び各執行役員に対しては、各自が必要な知識等を習得できるよう、外部セミナーへの参加を推奨するとともに、その費用については、取締役、監査役及び執行役員の請求により社内規程に基づき、当社にて負担しております。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
■IRについては経営企画部が担当しております。
株主から対話の申し入れがあった場合は、経営企画部担当取締役が対応方法を検討し、適切に対応しております。また、アナリストや機関投資家からの面談の申し込みについても積極的に取り組んでおります。
経営計画や事業環境に関する理解を深めていただくよう、当社ホームページによる情報開示等を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】



氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
若築建設協力会社持株会	6,667,970	5.14
三井住友信託銀行株式会社	5,276,000	4.07
株式会社三井住友銀行	3,150,250	2.43
株式会社千葉銀行	2,922,420	2.25
公益財団法人石橋奨学会	2,060,500	1.59
若築建設従業員持株会	1,838,890	1.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,636,000	1.26
三井生命保険株式会社	1,600,000	1.23
三井住友海上火災保険株式会社	1,550,000	1.20
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,520,000	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無 _____

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第一部

決算期 3 月

業種 建設業

直前事業年度末における(連結)従業員数 500人以上1000人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 15 名

定款上の取締役の任期 1 年

取締役会の議長 社長

取締役の人数 更新 9 名

社外取締役の選任状況 更新 選任している

社外取締役の人数 更新 2 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新 2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田中 優次	他の会社の出身者								○			
朝倉 康夫	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田中 優次	○	田中優次氏は、西部瓦斯株式会社の代表取締役会長であります。当社は同社と通常のガス使用契約に基づく取引があります。また、当社と同社の間には過去に工事請負契約の取引関係がありましたが、平成28年3月期の取引はございません。	田中氏は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的な立場で、経営全般に対する助言・提言を頂くことを目的に社外取締役として招聘しております。 また、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
朝倉 康夫	○	――	朝倉氏は、学識者としての高度な学術知識と幅広い見識を有しており、客観的な立場で、経営全般に対する助言・提言を頂くことを目的に社外取締役として招聘しております。 また、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している

定款上の監査役の員数 5 名

監査役の人数3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、監査計画、決算監査の状況・結果の報告等について定期的に会合を行ない、相互の連携を図っております。
内部監査担当部門は、監査役に対し、定期的に内部監査の実施状況を報告しております。また、監査役は必要に応じて随時、報告を要請することができる体制となっております。

社外監査役の選任状況選任している

社外監査役の人数2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
片岡 健	他の会社の出身者							△		△				
小池 哲也	他の会社の出身者							△		△				

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片岡 健	○	――	片岡氏は、平成21年6月まで当社の主要な取引金融機関である住友信託銀行株式会社(現三井住友信託銀行)の業務執行者でありましたが、既に退任後相当期間経過しており、出身会社の意向に影響を受ける立場にありません。 なお、当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行の意向により当社のガバナンスに影響を与えるものではありません。 当社は、同氏の経験と幅広い見識に鑑み、平成25年6月より常勤の社外監査役に招聘しております。同氏は、当社の監査役に就任後、経験と知識に基づき、常に中立的かつ客観的な視点により対応しており、独立した立場の社外監査役として職務を遂行しております。 以上のことから、一般株主と利益相反の生じる恐れがないものと判断し、独立役員として指定いたしました。
小池 哲也		――	小池氏は、平成26年6月まで当社の主要な取引金融機関である株式会社千葉銀行の業務執行者でありましたが、既に退任しております。 なお、当社は同行以外の複数の金融機関と取引を行っており、同行の意向により当社のガバナンスに影響を与えるものではありません。 また、現在の兼職先(ちばぎんリース株式会社)は、当社の主要な取引先に該当するものではありません。 当社は、同氏の経験と幅広い見識に鑑み、平成26年6月より社外監査役に招聘しております。

【独立役員関係】

その他独立役員に関する事項

平成27年度の取締役会には、監査役片岡健氏および監査役小池哲也氏は10回中全て出席し、疑問点等を明らかにするため、適宜質問し意見を述べております。

平成27年度の監査役会には、監査役片岡健氏および監査役小池哲也氏は11回中全て出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の審議・協議等を行っております。

また、各監査役とも、専門的見地から経営全般について疑問点を明らかにするため、適宜質問し意見を述べております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

役員報酬の内、賞与分については、業績と連動した形を取っております。なお、前事業年度において賞与の支払いはございません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書に株主総会決議に基づく報酬として、支給額、支給人員を総額で記載しております。

また、事業報告にて、取締役・監査役をそれぞれ社内、社外に区分して、人員数・支給額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

定例取締役会の年間開催予定表を年当初に配付し、個別の取締役会の議案等の案内については取締役会規則に則り、事前に連絡するとともに、重要事項につきましては事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

取締役会につきましては、取締役の員数の適正化を図り、迅速な意思決定を行うことが出来る経営体制を採っております。また、執行役員制度を導入しており、経営責任と執行責任の明確化を図っております。

取締役会は原則月1回開催し、法令および定款に定められた事項並びに経営に関する重要事項について審議、決定を行うとともに、取締役および執行役員の業務執行状況を監督しております。また、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めております。なお、社外取締役と当社との間に、取引関係その他利害関係はありません。

当社は、監査役制度を採用しており、3名の監査役の内、半数以上の2名を社外監査役とし、監査役は取締役会およびその他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しております。更に、内部監査を定期的実施することにより、業務執行の適法性について監査しております。なお、社外監査役と当社との間に、取引関係その他利害関係はありません。

会計監査人として、有限責任あずさ監査法人と会社法監査および金融商品取引法監査について、監査契約を締結しており、会計情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。また、当社は、有限責任あずさ監査法人より財務報告に係る内部統制に関する監査を受けております。業務執行は、公認会計士文倉辰永および公認会計士大津大次郎により行われております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役の内、2名を社外監査役とし、内1名が常勤の社外監査役であり、監査役は、取締役会およびその他の重要な会議への出席、重要な決裁書類等の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を監査しており、経営の監視機能の面では現行の体制で十分機能しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の法定発送期限前より早く発送するとともに、発送日より前に株主総会招集通知等をホームページに掲載しております。
その他	株主総会における事業報告や計算書類等の説明に際し、資料をビジュアル化し、ナレーションを行うことにより、株主様にわかりやすくお伝えするよう努めております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、財務リリース情報、株主総会関係資料、有価証券報告書等を掲載しております。その他、経営に関する重要な事項は適時ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	
その他	機関投資家、個人投資家、報道各社に対し、個別に説明を実施しております。また、IR情報として報告書、中間報告書を配付しております。その他、わかちく史料館において、会社の歴史等について公開しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業行動規範、品質保証方針等によりステークホルダーの立場の尊重を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全社環境目的・目標を設定し、廃棄物・CO2削減、環境教育等への取り組み体制を強化、環境に配慮した事業活動を展開しております。また、環境省が推進している地球温暖化対策運動の「クールビズ、ウォームビズ」等の活動を取り入れ、CO2削減に全社で積極的に取り組んでおります。環境に関する広報活動として環境・社会報告書を作成し、ステークホルダーに配付するとともにホームページに掲載しております。CSR活動としては、コーポレートガバナンス、防災、環境、地域交流を柱とした社会貢献に関する社長方針を立て全社に展開、実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	機密情報・重要情報の管理、重要事実の公表に対する情報管理規程を策定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システムに関する考え方及びその整備状況は以下のとおりであります。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

業務の執行が適正かつ健全に行われるため、取締役会は実効性のある内部統制システムの維持・更新と法令遵守体制の維持に努めます。

企業行動規範、企業倫理規程等の各種規程を定めるとともに、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとします。

法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告体制については、内部通報規程に基づき運用するものとします。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を遮断するため、不当要求等については外部機関と連携し毅然とした態度で適切かつ組織的に対応します。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書保存規程、情報管理規程等の規程に従い、保存媒体に応じて適切に保存および管理を行います。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

危機管理委員会を設置するとともに、リスク管理および法令遵守の徹底の担当部署を置き、リスク管理規程に基づいてリスクが顕在化することを防止するとともに、リスクの軽減を図ります。

また、大規模自然災害に備え、社員の安全確保・事業活動の継続・社会貢献を基本方針として防災規程に基づき対策の強化・推進を図ります。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は原則月1回開催し、法令および定款に定められた事項ならびに経営に関する重要事項について審議・決定を行うとともに、必要に応じて臨時に取締役会を開催することにより、迅速かつ適切な意思決定に努めるものとします。

業務執行については、業務分掌規程、職制規程等に則り、それぞれの決裁権限および責任、手続きの詳細について定めます。

(5)当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関連会社規程に基づき、業務執行報告会議等を開催し経営管理を行うものとします。

また、企業集団においても、当社の企業倫理規程、リスク管理規程に基づき指導を行います。

さらに、内部監査担当部署は、必要に応じて業務監査を実施し、その結果を取締役、監査役へ報告します。また、企業集団各社においても内部統制システムの維持・向上を推進し、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保します。

(6)監査役の職務の執行を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合においては、その要請に応じ、監査役と協議のうえ職務を補助すべき使用人を任命することとします。また、その異動や人事評価については監査役の意見を徴しこれを尊重するものとします。

監査役は、必要に応じ、その職務を補助すべき使用人へ調査および情報収集に関する権限を付与することができるものとします。

(7)当社およびその子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当部署の担当役員または使用人は、監査役に対し定期的に内部監査の実施状況を報告します。また、監査役は必要に応じて随時報告を要請することができます。

当社および子会社は、内部通報規程の適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとします。

当社および子会社の取締役および使用人は、当社および子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に随時報告するものとします。また、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとします。

監査役へ報告を行った当社および子会社の取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止します。

監査役が職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払い等を請求したときは、監査役の職務の執行に必要なないと証明された場合を除き、速やかに前払い費用等を支払います。

(8)財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため、必要な内部統制体制を整備・運用します。

(9)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制の整備を行い、取締役会において継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討しております。その上で、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

また、監査役は、監査役監査の他、社内の重要な会議への出席等を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。さらに、内部監査担当部署は必要に応じて企業集団各社の内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係その他一切の関係を遮断するため、不当要求等については外部機関と連携し毅然とした態度で適切かつ組織的に対応することとしております。

当社は、企業行動規範、企業倫理規程等の各種規程を定めるとともに、必要に応じて各担当部署において指針・ガイドラインの策定、研修等を行っております。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての報告体制については、内部通報規程に基づき運用をいたしております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

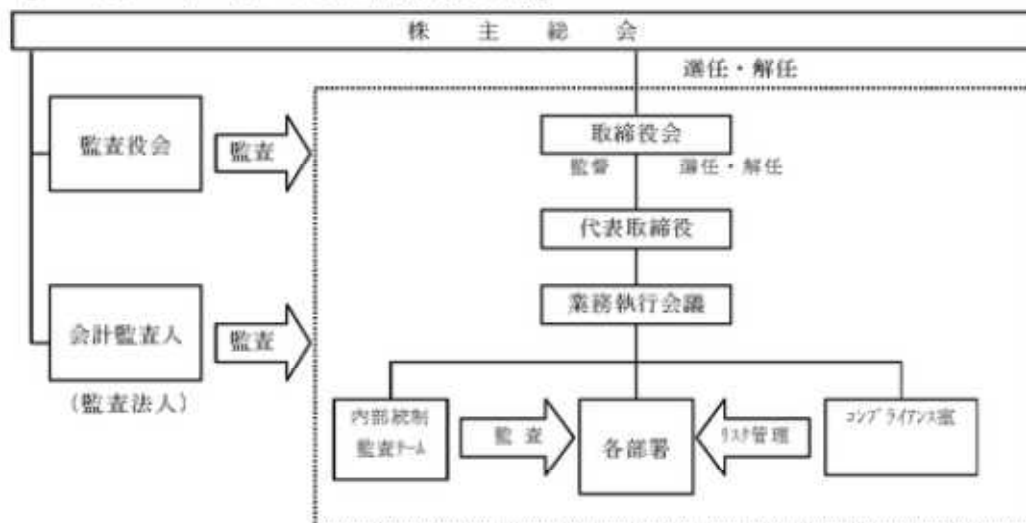
該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

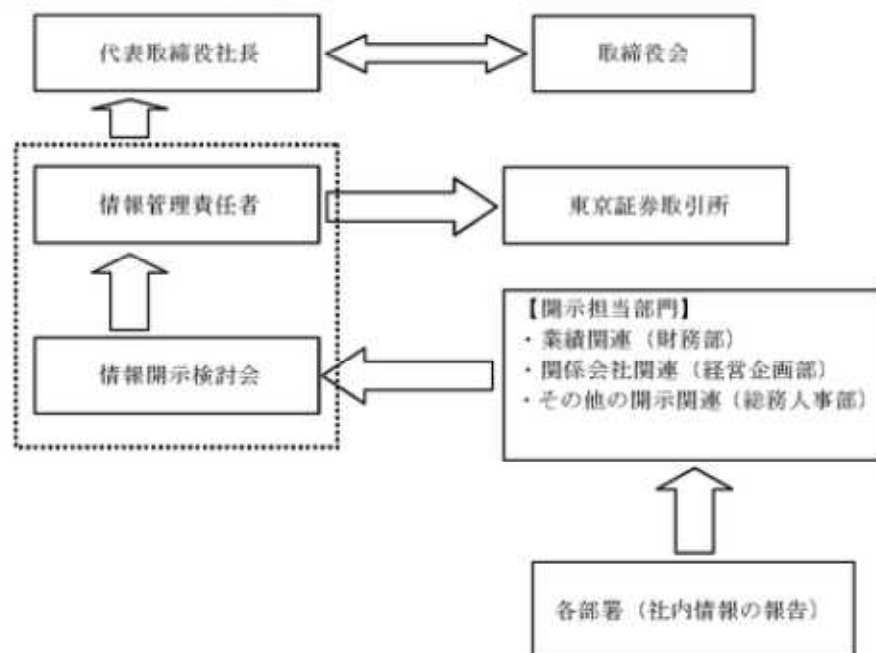
当社は、経営責任と執行責任を明確にした経営体制を確立し、経営の透明性を高めるとともに、実効性のある内部統制システムの構築・強化および法令遵守体制の確立に努めてまいります。

当社は、金融商品取引法をはじめとする関係諸法令および証券取引所の諸規則を遵守し、重要な会社情報を正確かつ公平に開示するための社内体制の充実に努めております。社内ルール「情報管理規程」の周知徹底を図るとともに、重要情報が情報管理責任者に速やかに報告される社内体制を構築しており、情報管理責任者は報告を受けた情報について正確なものであるか確認点検を実施しております。

【コーポレート・ガバナンス体制(模式図)】



【適時開示体制(模式図)】



※タイムリーディスクロージャーの重要性を考慮し、代表取締役社長の承認により、情報の開示を行う場合があります。